

第4 建築構造

消防用設備等の設置単位が1の防火対象物としてみなされている部分で、その主要構造部の構造を異にする場合にあっては、当該防火対象物は、次表の左欄に掲げる状況に応じ同表の右欄に掲げる構造のものとみなす。(図1参照)

防火対象物の状況（構成）	みなす構造
A及びB	B
A、B及びC	C
A及びC	C
B及びC	C

注：この表において、A、B及びCは、それぞれ次に掲げる構造を示す。

A：耐火構造（建基法第2条第7号に定める構造）

B：準耐火構造（建基法第2条第9号の3イ又はロに定める構造）

C：A又はB以外の構造

(図1)

① 令別表第1(4)項に掲げる防火対象物

(4)項 耐火構造 700㎡	(4)項 木造 300㎡
----------------	--------------

令8区画に該当しない区画

この場合、消防用設備等の設置単位は、建物全体となるので主要構造部の構造を耐火・準耐火構造以外の構造とみなす。

屋内消火栓設備の設置は令第11条の規定により必要となるもの

② 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物

(5)項イ 耐火構造 700㎡	(4)項 木造 300㎡
-----------------	--------------

令8区画に該当しない区画

令第9条の規定を適用する場合の消防用設備等の設置単位は、それぞれの用途で1の防火対象物とみなすので、主要構造部の構造は、それぞれの用途で取り扱う。

この場合、屋内消火栓設備の設置は令第11条の規定では不要となる。